

各指定（介護予防）地域密着型サービス事業者 様
各指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者 様
各指定居宅介護支援事業者 様
各指定介護予防支援事業者 様

飯塚市福祉部介護保険課長
（事業所係）

令和 8 年度 介護職員等処遇改善加算の届出について（通知）

介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、年度ごとに賃金改善計画などを記載した処遇改善計画書を指定権者に提出する必要があります。

また、令和 8 年度介護報酬改定においては、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 8 年 6 月から居宅介護支援、介護予防支援等の事業者にも介護職員等処遇改善加算が創設されます。

つきましては、令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について、下記をご確認の上、事業者ごとに処遇改善加算計画書を提出されますようお願いいたします。なお、令和 7 年度に当該加算を算定している場合も、改めて令和 8 年度の計画書の提出が必要となりますのでご注意ください。

記

1 必要書類

- (1)別紙様式 2-1 処遇改善加算計画書 総括表
- (2)別紙様式 2-2 処遇改善加算計画書 個票(4 月、5 月分)
※4 月及び 5 月分の当該加算を算定しない場合は(2)の提出は不要です。
- (3)別紙様式 2-3 処遇改善加算計画書 個票(6 月以降分)

- ・年度の途中に、処遇改善計画書およびキャリアパス要件等に変更があった場合には、変更届及び必要添付書類の提出をお願いします。

（別紙様式 4 変更届出書）

- ・事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、次の届出を提出してください。

（別紙様式 5 特別な事情に係る届出書）

2 提出先

飯塚市 介護保険課 事業所係

3 提出方法

以下の電子申請システムより、様式の Excel データにてご提出ください。

URL : <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=aLxjKzLG>



※QR コードは (株) デンソーウェブの登録商標です。

4 届出期日

サービス区分	算定開始月	届出期日
(介護予防) 地域密着型サービス事業者	令和 8 年 4・5 月	令和 8 年 4 月 15 日
	令和 8 年 6 月以降	算定月の前月 15 日
介護予防・日常生活支援総合事業 第一号事業者	令和 8 年 4・5 月	令和 8 年 4 月 15 日
	令和 8 年 6 月以降	算定月の前月 15 日
居宅介護支援事業者	令和 8 年 6・7 月	令和 8 年 6 月 15 日
	令和 8 年 8 月以降	算定月の前月 15 日
介護予防支援事業者	令和 8 年 6・7 月	令和 8 年 6 月 15 日
	令和 8 年 8 月以降	算定月の前月 15 日

5 届出に関する様式等

様式は、飯塚市ホームページよりダウンロードしてください。

- ・ URL : <https://www.city.iizuka.lg.jp/soshiki/37/1994.html>
- ・ 掲載場所 : ホーム > 健康・福祉 > 高齢者福祉 > 介護(事業者向け) > 各種手続き
> 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について
- ・ ページ ID : 0001994 (ホームページ内「検索」から「ページ ID できがす」に
左記 ID を入力し、検索してください)

6 厚生労働省コールセンター

処遇改善加算等について、介護サービス事業所等からの問い合わせ対応をコールセンターにて受け付けております。ご不明な点がございましたらご活用ください。

- ・ 電話番号 : 050-3733-0222
(受付時間 : 午前 9 時から午後 6 時(土日・祝日含む))

7 留意事項

- (1) 複数の事業所をまとめて届出する場合において、その中の事業所に飯塚市の所管以外の事業所が含まれる場合は、その事業所を所管する指定権者に対しても届出が必要です。すべて一つの Excel に記入いただき、基本情報シートの「提出先に関する情報」を変更して各指定権者に提出してください。詳細は各指定権者の指示に従ってください。
- (2) 一つの事業所に対して複数のサービスの指定を受けている場合（地域密着型通所介護と第一号通所介護等）は、計画書の基本情報入力シートは指定を受けているサービス毎に行を分けて記入してください。加算の見込み額等についても同様となります。
- (3) 介護職員処遇改善加算等を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月（通常は7月末）までに、実績報告書を提出する必要があります。
- (4) 介護職員処遇改善加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回る必要があります、加算による収入額を下回るとは想定されていません。このため、加算による収入額に相当する賃金改善を実績報告までに必ず実施してください。

【お問い合わせ先】

飯塚市福祉部介護保険課 事業所係

TEL：（直通）0948-96-8509

（代表）0948-22-5500（内線 1657～1659）

FAX：0948-25-6214

Mail：kaigo@city.iizuka.lg.jp

※介護保険の各種基準及び加算等の報酬に関する質問は、記載のメールアドレスまたは FAX 宛にお問い合わせください。